

軽井沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 365,000円

副議長 月額 296,000円

常任委員長 月額 278,000円

議会運営委員長 月額 278,000円

議員 月額 261,000円

第2条 議員報酬は、議長及び副議長にはその選挙されたその日から、常任委員長、議会運営委員長及び議員にはその職についたその日から、それぞれ毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるとき又は町長が特に必要と認めたときは、変更することができる。

第3条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 前条又は前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年輕井沢町条例第21号）第12条第4項の規定の例によって計算する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に定める旅費については、軽井沢町職員の旅費に関する条例（昭和32年輕井沢町条例第40号）の各相当規定を準用する。ただし、特別車両料金を徴する客車を運行する路線で片道110キロメートル以上の旅行をする場合特別車両料金を、また特別急行料金及び座席指定料金を徴する客車を運行する路線で片道70キロメートル以上の県内を旅行する場合特別急行料金及び座席指定料金を用務の必要に応じてそれぞれ支給する。

(期末手当)

第5条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が満了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）につい

ても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。

（議員報酬及び期末手当の減額）

第6条 第1条の規定にかかわらず、軽井沢町議会会議規則（昭和62年輕井沢町議会規則第1号）第2条第2項に規定する長期欠席（不在）届の提出があつた場合の議員報酬の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、第1条に規定する報酬額から、当該各号に定める割合を除して得た額とする。

- (1) 3か月以上6か月未満 100分の20
- (2) 6か月以上9か月未満 100分の30
- (3) 9か月以上1年未満 100分の40
- (4) 1年以上 100分の50

2 前項の規定による議員報酬の減額は、長期欠席（不在）届の提出があつた日から起算して3か月、6か月、9か月又は1年を経過する日の属する月の翌月から開始し、軽井沢町議会会議規則第2条第2項に規定する議会活動等復帰届の提出があり、議会活動及び議員活動に復帰した日の属する月の前月をもって終了するものとする。

3 議会活動及び議員活動が行えない事由が公務災害等の療養のとき、又は議長が特に認めた場合は、第1項の規定にかかわらず議員報酬の月額の全額を支給する。

4 第1項の規定が適用された場合の期末手当の計算に用いる議員報酬の月額は、減額後の議員報酬の月額とする。

（規則への委任）

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 省略